

運 営 規 程

ホームヘルパーステーション青空（訪問介護）

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う訪問介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行う。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名 称 ホームヘルパーステーション青空
- 二 所在地 三沢市栄町三丁目125-1

（職員の職種、員数及び勤務内容） ※2024年4月1日現在

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名（常勤兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護の提供に当たる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤：訪問介護員兼務）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等
介護福祉士 8名
（常勤6名：うち1名管理者兼務、うち3名サービス提供責任者兼務、登録ヘルパー2名）
訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日とする。
- 二 営業時間 午前8時～午後10時
※必要に応じては営業時間外でもサービス提供を致します。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となること予防に資するよう、その目標を設定し、次の通り行う。
 - 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき基本料金の1割、もしくは2割、3割の額なる。
- 3 通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定訪問介護に要した交通費は、次の通り徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えて片道15km未満 600円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えて片道15km以上 1,000円
- 4 通常の事業の実施地域以外の居宅において、指定訪問介護を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三沢市、上北郡の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は利用者に対する虐待の発生、再発を防止するため早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生、再発防止、対策を検討する委員会を設置し、定期的(4月、7月、10月、1月)に開催し、従事者へ周知する。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施。
- (3) 上記(1)(2)を適切に実施するために担当者を設置する。(サービス提供責任者から選任)
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 虐待の防止のための指針を整備し、利用者及び家族等がいつでも確認できるよう事業所内で掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては

ならない。

- 2 従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ得ておく。
- 4 職員の資質向上のために、採用時及び年4回の定期研修を確保する。
- 5 当事業所が提供したサービスに関する、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてる。また、外部の苦情受付窓口として、地域ネットワーク型オンブズマン組織「セーフティネットあおもり」に委託契約する。詳細は別紙要綱に定めるものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、2002年 9月20日から施行する。
この規程は、2003年 4月 1日から施行する。
この規程は、2004年 4月 1日から施行する。
この規程は、2004年 6月 1日から施行する。
この規程は、2005年 4月 1日から施行する。
この規程は、2006年 4月 1日から施行する。
この規程は、2007年 5月 1日から施行する。
この規程は、2008年 5月 1日から施行する。
この規程は、2010年 4月 1日から施行する。
この規程は、2010年11月 1日から施行する。
この規程は 2011年 1月17日から施行する。
この規程は 2011年 4月 1日から施行する。
この規程は 2012年 4月 1日から施行する。
この規程は 2012年10月 1日から施行する。
この規程は 2013年 4月 1日から施行する。
この規程は 2013年 5月 1日から施行する。
この規程は 2014年 4月 1日から施行する。
この規程は 2014年12月 1日から施行する。
この規程は 2015年 4月 1日から施行する。
この規程は 2015年 8月 1日から施行する。
この規程は 2016年 4月 1日から施行する。
この規程は 2017年 4月 1日から施行する。
この規程は 2018年 4月 1日から施行する。
この規程は 2019年 4月 1日から施行する。
この規程は 2021年 4月 1日から施行する。
この規程は 2023年 4月 1日から施行する。
この規程は 2024年 4月 1日から施行する。